

新・民法小説（3） あらすじと注

あらすじ

第5話 暁月は東京の生活に次第に慣れてきたが、民法小説の考察はなかなか進まない。困った暁月に、同じゼミに出ている助教黒川は花村教授に助けを求めるように助言。暁月は教授にメールを送り、花村教授の研究室を訪れて、3冊の本を借りた。そのうちの1冊『実益活用』のはしがきにある「女子供」や「国民として得たる権利を十分に行う、男女共に」という描写から、暁月はこの文章の著者、「平民館主」に好感を持った。他方、暁月は明治文庫に立ち寄り、各地の新聞社が別冊を作って民法典の内容を紹介したことを知った。この点から、民法を知りたい人が多かったことを読み取った。

第6話 ソラは4月から法律出版社のY閣で研修を行っている。ある日、花村教授に国会図書館で入手した論文のコピーを送った。先生が探していた「民法小説」に関する先行研究だ。教授から返信メールが届いた。『民法は売れたのか』『民法小説は売れたのか』という点について教授は問題を指摘していた。教授のメールにはさらに、暁月が送った論文に関するメモが添付されていた。そのメモは論文の長所、短所、問題提起に言及していた。生真面目なソラは、教授が添付したメモを何度も読み返したが、よく分からないところがある。花村教授からまたメールが届いた。「覚書には短所があるとしても、法学・文学の双方から議論すれば誤解は正され、議論の幅は広がっていく」と教授は付け加えていた。

注

第5話

1

軒先 屋根の軒の先端部分の事。

縁台 庭や露地などに置いて、休憩や夕涼みなどに用いる細長い腰掛け。木・竹などでつくる

由緒 ①物事の起こり。また、今に至るまでのすじみち。来歴。いわれ。②長い歴史を経て作りあげられた格式。

2

大丈夫 あぶなげがなく安心できるさま。強くてしっかりしているさま。立派な男子。

3

営業税 事業の収益に課する租税のことを指す。

沿革¹

1878年に地方税として設置される。

1896年に日清戦争後の財政膨張の対策として営業税を国税とすることとして、営業税法が公布され、翌年実施された。

1926年に営業税法の代わりに営業収益税法が制定されて、営業税は営業収益税へと全面的に改訂される。

1940年に再度改正が行われて営業収益税は府県営業税を統合して国税として一括され名称も旧称である営業税に戻った。

1947年に地方税として完全に都道府県に移譲される。

1948年に名称を事業税と変更され、2年後にシャープ勧告に基づく事業税の全面改正が行われて、かつての営業税の体系は大きく変更されることとなった。

事業税とは、個人(商工業、第一次産業、自由業を営む者)及び法人の事業に対し、所得または収入金額を課税標準として、都道府県が課する収益税である。

地方税・国税 国が賦課・徴収する租税を国税といい、地方公共団体が賦課・徴収する租税を地方税という。地方税は更に都道府県税と市町村税とに分かれる。

4

戸籍法 各人の身分関係を明らかにするための戸籍の作成・手続などを定める法律である。

沿革

1871年(明治3・4年)に制定された。

1947年(昭和22年)12月22日に公布され、翌年1月1日に施行された。

2013年(平成25年)9月4日、最高裁判所大法廷は民法で非嫡出子(婚外子)の遺産相続分を嫡出の1/2とする規定に違憲判決を出した。民法の同規定は削除されることになったが、あわせて戸籍法第49条の嫡出・非嫡出記載条項の削除が議論された。しかし、与党自由民主党の右派議員から「子どもの権利の平等だけに目がいき、正妻の地位を脅かしている」「家族制度が壊れる」「最高裁の暴走だ」等の反発が出たため、2013年(平成25年)中の戸籍法改正は見送られた。

1 金子宏『租税法』有斐閣2016年 pp581-590

家督相続・遺産相続 旧民法上の相続形態。第 2 次世界大戦後 1947 年の民法改正（昭和 22 年法律 222 号）で廃止された。改正前の民法では、家督相続と遺産相続の 2 つの形態を認め、遺産相続が戸籍上の「戸主」以外の者の死亡によって開始し、子は男女を問わず共同して相続するたてまえになっていたのに反し、家督相続は、戸籍上の「戸主」の死亡、隠居などによって開始し、通常長男 1 人が戸主の地位および、全遺産を相続するものとされた。遺産相続が近代的なのに対し、家督相続は封建的大家族制的な遺制といわれている。

亭主 元は喫茶の亭の主人の意味であり、茶会で茶事を主催する人を指す。夫（おつと）のことを意味する。

女房 「房」は部屋の意。女官の部屋が原義。今は、自分の妻のことをいう場合に多く用いられる。

5

少女小説 少女趣味の小説、または少女を対象に書かれた小説のことをいう。

1902 年（明治 35 年）、日本初の少女向け雑誌『少女界』が創刊された。以降、1906 年（明治 39 年）に『少女世界』[4][6]、1908 年（明治 41 年）に『少女の友』、1912 年（明治 45 年）に『少女画報』、1923 年（大正 12 年）に『少女倶楽部』と、明治・大正にかけて多くの少女向けの雑誌が創刊され、必然的にそれらの雑誌に少女向けの小説が掲載されることとなった。これが、少女小説の誕生である。

6

明治文庫 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センターは、近代日本法史及び政治に関する資料文献を収集し、これを広く研究のための利用に供することを目的としている。

当センターには新聞雑誌部（明治新聞雑誌文庫）と原資料部の二部門が設置されている。「明治新聞雑誌文庫」は、明治期の日本で刊行された新聞雑誌最大のコレクションを有し、創建から続く明治初期から戦前期にかけての新聞・雑誌資料を中心とした資料収集、調査、整理を進め、広く公開、利用に供している。「原資料部」では近現代における貴重な一次資料の収集、保存を目的とし、研究に利用するための整理作業を進めている。

<http://www.meiji.j.u-tokyo.ac.jp/about.html>

補充

シャウプ勧告² シャウプ使節団日本税制報告書(Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission)のことを指す。それは GHQ の要請によって 1949 年(昭和 24 年)に結成された、カール・シャウプ(米国コロンビア大学商学部教授)を団長とする日本税制使節団による日本の租税に関する報告書である。日本の戦後税制の形成に最も大きな影響を与えた。この勧告書の基本原則は、昭和 25 年の税制改正に反映され、より現状に即した調整が加えられ、国税と地方税にわたる税制の合理化と負担の適正化が図られた。その勧告の主要なものは次の通りである。即ち、所得税を税制の根幹に据え、基礎控除額を引き上げて負担の軽減を図ると同時に、その減収分は高額所得者へ富裕税(「net worth tax」、1953 年廃止)として課税された。また、申告納税制度の水準の向上を図るための青色申告制度等導入された。

第6話

1

鉢合わせ ☆①頭と頭がぶつかること。正面衝突すること。「暗闇で鉢合わせする」

②思いがけず出会うこと。「山道で熊と鉢合わせした」

コンビ 「コンビネーション」の略語。二人の組み合わせ。

2

中村鐘美堂 (なかむらしょうびどう) 関西の出版社。民法小説については『民法小説:親子の訴訟』と『民法小説第二編:相続訴訟』二冊を出版した。

3

金色夜叉 (こんじきやしや) 尾崎紅葉(おざきこうよう)が書いた明治時代の代表的な小説。読売新聞に 1897 年(明治 30 年)1 月 1 日 - 1902 年(明治 35 年)5 月 11 日まで連載された。前編、中編、後編、続金色夜叉、続続金色夜叉、新続金色夜叉の 6 編からなっている。執筆中に作者が死亡したため未完成である。紅葉門下の小栗風葉(おぐりふうよう)が 1909 年(明治 42 年)に「終編金色夜叉」を書き継いだ。高等中学校の学生の間貫一(はざまかんいち)の許婚であるお宮は、結婚を間近にして、富豪の富山唯継(とみやただつぐ)のところへ嫁ぐ。それに激怒した貫一は、熱海で宮を問い詰めるが、宮は本心を明かさない。貫一は宮を蹴り飛ばし、復讐のために、高利貸しになる。

家督相続の特権 戸籍上の家の長として、これまで戸主がもっていた地位(前戸主の一身に専属するものを除いた一切の権利義務)を、次に戸主となる者が 1 人で承継する制度である。

①戸主たる身分関係の相続であるから、その相続人は 1 人に限られる。

2 増井良啓『租税法入門』有斐閣 2014 年 3 月 pp30-31 参照

②家督相続の効力として、前戸主に属する一切の権利義務(但し、前戸主の一身に専属するものを除く)を包括的に承継する。

③戸主の身分関係の承継という関係から、系譜・祭具及び墳墓の所有権は家督相続人の特権に属するものとされているという点で現在の民法とは異なる。

また、家督相続は、被相続人(戸主)が死亡しなくとも、相続が発生する点で、現在の民法とは異なる。

①戸主の死亡・隠居又は国籍を喪失した場合、

②戸主が婚姻又は養子縁組の取消しによりその家を去った場合、

③女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚をした場合

川島武宜(かわしまたけよし) 東京帝国大学教授(東京帝国大学は 1947 年に東京大学に改称)。東京大学教授退官後は弁護士として活動した。

『日本人の法意識』

川島の代表作の一つ『日本人の法意識』では、「伝統的な日本の法意識においては、権利・義務は、あるような・ないようなものとして意識されており、それが明確化され確定的なものとなることは好まれない」と説いている。また、「わが国では、西洋ならば当然であるような場合に訴訟をおこす者は、「かわり者」「けんか好き」「訴訟きちがい」等々のことばで烙印をおされる。訴訟を忌避する態度は、ふかくわれわれの心の奥底に沈着しているのである」とも主張している。

『日本社会の家族的構成』

広汎な農村実態調査から日本の家族を武士的家族と農村的家族に類型化した家族研究である。戦後日本の民主化のために、理想型としての近代市民社会の法関係との対比において日本社会を分析し、批判するための基礎作業となる。

『イデオロギーとしての家族制度』

日本の伝統的な家族制度を封建的として批判するとともに、親分・子分などの前近代的な擬制的家族の問題を追及した。

星野通(ほしのとおる) 東京帝国大学法学部独法科卒業。松山商科大学教授。『明治民法編纂史研究』や『民法典論争史』などの著作を記した。

目論見(もくろみ) 動詞「目論む」の連用形の名詞化。「目論む」は、囲碁で対局中に目を計算することをいい、そこから、物事を企てることや計画する意味となった。

4

政治小説 政治やそれに関わる事物を主題とする小説、もしくは特定の政治思想を鼓吹することを目的として書かれる小説。日本では特に明治時代に国民の啓蒙、自由民権論やナショナリズムを鼓舞するために書かれた小説。日本では自由民権論が盛んになった明治 10 年代から 20 年代初めまでは、自由民権論を中心に、作者個人の主張の他に当時の自由党、立憲改進黨

党、立憲帝政党などの党派的主張を盛り込んだ小説が書かれ、これらは民権小説とも呼ばれる。

舌足らず

①舌の動きが滑らかでなく、物言いがはっきりしないこと。「舌足らずなしゃべり方をする」

☆②言葉数が足りず、十分に言い尽くせていないこと。「舌足らずな文章」「舌足らずな説明」